

告示第 73 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）第 53 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

記

- 1 委託事務 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の徴収事務
- 2 委託先 (1) たつの市揖保川町新在家 150 番地 1
西播狂犬病予防獣医師会 会長 中岡崇郎
(2) 姫路市下手野 1 丁目 110-1
株式会社エルザクライス 代表取締役 長谷宜勇
- 3 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日